公告 第 134 号
令和8年10月26日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊練馬駐屯地
第３３８会計隊長　蓮池　秀樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6P8N1PH12080	6GGS1D00058 0001		

品名　または　件名
チキン南蛮弁当　ほか1件
部品番号　または　規格
1908 別紙仕様書　現地納品　夕食用納品時間別示
使用器材名

予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
120.00	EA						

納地または工事場所	引渡場所
板橋区立文化会館	
搬入場所	納期または工期
	令和8年12月20日（日）

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
会計隊事務室及び東部方面会計隊ウェブサイト(https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html)

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月10日（火）9時30分　会計隊入札室（189号隊舎1階）

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：単価　契約方式：一般競争

７　注意事項
(1) 競争に参加する者に必要な事項
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
イ　契約担当官等から指名停止等の措置を受けている者でないこと。
ウ　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
エ　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
オ　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
カ　令和　７・８・９年度　一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書を受けた者のうち、「物品の販売」の等級格付けが「Ｄ等級以上」に格付され、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(2) 入札の方法
ア　落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の１０％(軽減税率対象品目については８％)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の１１０分の１００(軽減税率対象品目については１０８分の１００)に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　予定価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
ウ　落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
エ　最低価格入札者を落札者としない場合
予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格調査を実施した結果適正な履行がなされない恐れがあると認めら

れた場合、最低の入札金額であっても落札者としないことがある。
(3) 違約金等に関する事項
ア　落札者が契約を締結しない場合には、入札金額に消費税相当額を加算した額の１００分の５以上、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。
イ　遅延賠償金：遅延部分１日につき、契約金額の１０００分の１以上を違約金として徴収する。
(4) 入札の無効
ア　第２項に示した競争参加資格を有しない者のした入札
イ　注意事項(1)に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
ウ　入札に関する条件に違反した者のした入札
エ　入札金額が明瞭でない入札
オ　入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札(入札者の記名にあたっては、代表者（責任者）のほか担当者の氏名を記載の上、連絡先も記載すること。ただし代表者（責任者）が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。)
カ　電信、電話、ファックス等による入札
キ　郵便による入札の場合、期日までに到着しなかった入札
(5) 契約書作成の要否
ア　落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を「駐屯地用標準契約書」の様式により遅滞なく作成し提出する。
イ　適用する契約条項
(ア)　「糧食品売買契約条項」
(イ)　「談合の不正行為に関する特約条項」
(ウ)　「暴力団排除に関する特約条項」
(エ)　「単価契約に関する特約条項」
ウ　契約品目の合計(単価×予定数量)が１００万円以上の場合は請書を、２５０万円以上の場合は契約書を作成する。
(6) その他
ア　入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト(https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html)又は会計隊事務室で公開）を熟知の上、参加すること。
イ　同等品で入札を行おうとする場合には、令和８年１１月５日（木）１０時００分までに同等品確認判定依頼書を提出して契約担当官等の承認を得てください。
ウ　入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
エ　本年度「資格審査結果通知書」の写しを未提出の業者は入札開始までに提出すること。
オ　本件入札においては郵便入札による参加を可とする。
令和８年１１月９日（月）１６時００分までに到着するように発送すること。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載、及び「入札書在中」の旨を朱書きにより明記して郵送する。また、発送者の責により会計隊へ到着の確認をすること。
カ　入札参加希望者は下記の問い合わせ先へ一報すること。また仕様書等がある場合は確実に受領すること。
キ　入札及び契約事項に関する問い合わせ先
連絡先：第３３８会計隊　契約班　担当：佐藤
ＴＥＬ：０３－３９３３－１１６１（内線２３５２）ＦＡＸ：０３－３９３３－０９２５
規格及び見本審査に関する問い合わせ先
連絡先：業務隊補給科　糧食班　栄養士：遠藤
ＴＥＬ：０３－３９３３－１１６１（内線２３１２）